

認可外保育施設を利用している方へ

令和元年10月から幼児教育・保育の 無償化を実施しています

○ 無償化の対象となるためには、お住まいの区役所で「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしやることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用していない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳しくはお住まいの区役所にご確認ください。

(注3) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

○ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。

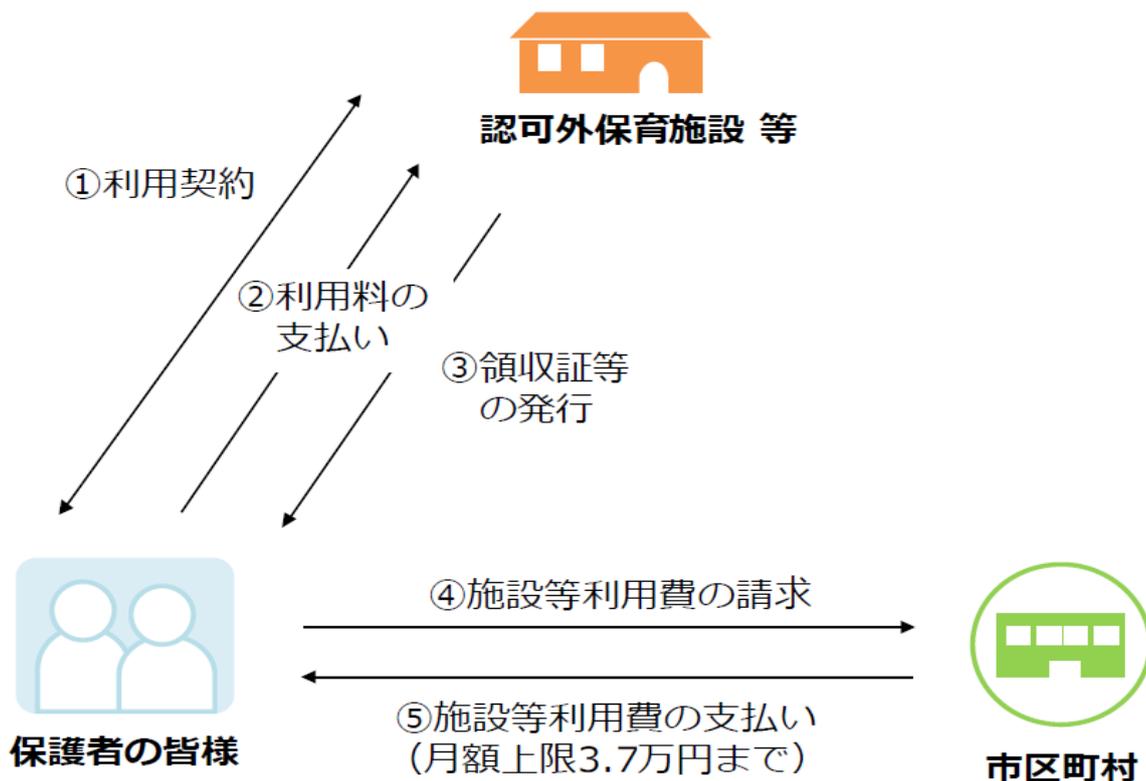
(注) 所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、申請することが必要です。

○ 都道府県等に届出をした認可外保育施設

(一般的な認可外保育施設や、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等)に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

(注) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。

【基本的な手続きのイメージ】



※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、お住いの区役所に申請が必要です。

(申請書は、区役所、各認可外保育施設、市HP等で取得可能です。)

※申請・請求・支払いの時期など、手続きの詳細については、下記の間合わせ先にご確認ください。

※施設によって、手続きが異なる場合があります。

※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

【施設利用費の請求・支払いについての問合せ先】

子ども家庭局子ども家庭部保育課・・・093-582-2413

【保育の必要性の認定についての問合せ先】

門司区役所保健福祉課・・・093-331-1891

小倉北区役所保健福祉課・・・093-582-3434

小倉南区役所保健福祉課・・・093-951-1032

若松区役所保健福祉課・・・093-761-5926

八幡東区役所保健福祉課・・・093-671-6882

八幡西区役所保健福祉課・・・093-642-1448

戸畑区役所保健福祉課・・・093-881-9126